

【重要なお知らせ】

2026年8月より 高額療養費制度の自己負担上限額が変わります

※厚生労働省による全国一律の制度見直しに基づく変更です。（当院独自の変更ではありません）

所得区分		年収目安 (月収目安)	～2026年7月まで	2026年8月から 変更	
70歳未満	70歳以上		月額上限 (多数回該当)	月額上限 (多数回該当)	年間上限
ア	現役並みⅢ	約1,160万円～ (月収83万円～)	252,600円 + (総医療費－842,000円)×1% [多数回該当: 140,100円]	270,300円 + (総医療費－901,000円)×1% [多数回該当: 140,100円]	1,680,000円
イ	現役並みⅡ	約770万～約1,160万円 (月収53万～79万円)	167,400円 + (総医療費－558,000円)×1% [多数回該当: 93,000円]	179,100円 + (総医療費－597,000円)×1% [多数回該当: 93,000円]	1,110,000円
ウ	現役並みⅠ	約370万～約770万円 (月収28万～50万円)	80,100円 + (総医療費－267,000円)×1% [多数回該当: 44,400円]	85,800円 + (総医療費－286,000円)×1% [多数回該当: 44,400円]	530,000円
エ	一般	～約370万円 (月収～26万円)	57,600円 [多数回該当: 44,400円]	61,500円 [多数回該当: 44,400円]	530,000円
オ	-	住民税非課税 (70歳未満)	35,400円 [多数回該当: 24,600円]	36,900円 [多数回該当: 24,600円]	290,000円
-	低所得Ⅱ	住民税非課税 (70歳以上)	24,600円	25,700円 [多数回該当: 24,600円]	290,000円
-	低所得Ⅰ	一定所得以下 (70歳以上)	15,000円	15,700円	180,000円

■用語のご案内

- ・多数回該当：直近12か月間に高額療養費の限度額に達した月が3回以上あった場合、4回目以降の月額上限額が引き下げられる仕組みです。
- ・総医療費：窓口でお支払いいただく金額ではなく、保険適用前の医療費全額（10割）を指します。

ご不明な点がございましたら、お気軽に1階受付窓口へご相談ください

限度額適用認定証のご提示や高額療養費の手続きについてご案内いたします。